

国民健康保険法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。第4条において「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）において使用する用語の例による。

(協議会の名称)

第3条 法第11条第1項の規定により設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、沖縄県国民健康保険運営協議会（次条において「協議会」という。）とする。

(協議会の委員の定数)

第4条 施行令第3条第5項の規定により条例で定める協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付)

第5条 県は、法第75条の2第1項の規定により、毎年度、市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

- 2 算定政令第6条第2項の規定により交付する普通交付金に係る交付対象経費その他の交付に関する事項は、知事が別に定める。
- 3 算定政令第6条第3項の規定により交付する特別交付金に係る交付手続その他の交付に関する事項は、知事が別に定める。

4 算定政令第6条第6項第3号の条例で定める特別交付金の交付に充てられる部分は、知事が別に定める。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第6条 県は、法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金を、年度ごとに、規則で定めるところにより市町村から徴収する。

(医療費指数反映係数等)

第7条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、0を超え、かつ、1以下の範囲とする。

2 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げるものとする。

3 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

4 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げるものとする。

5 算定政令第9条第7項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げるものとする。

6 算定政令第9条第9項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数等)

第8条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

2 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定

政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げるものとする。

- 3 算定政令第10条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げるものとする。
- 4 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(介護納付金納付金所得係数等)

第9条 算定政令第11条第3項の条例で定める基準は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(1) 算定政令第11条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令第11条第3項第2号に掲げる額

- 2 算定政令第11条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げるものとする。
- 3 算定政令第11条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げるものとする。
- 4 算定政令第11条第7項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険に係る事業の運営に関する協議会の委員の定数、保険給付費等交付金の交付に関する事項、事業費納付金の徴収に関する事項等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。